

平成28年4月から介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）が始まります。

- 今まで要支援1, 2の方が利用されていた介護保険の介護予防給付のうち、介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）と介護予防通所介護（デイサービス）が総合事業に移行し、市の事業としてサービスを提供してまいります。
- 現在の認定期間が6月1日以降に更新を迎える方から順次新しい制度に変わります。
- 訪問介護と通所介護以外のサービス（福祉用具貸与や通所リハ、訪問看護など）はこれまでどおり介護保険の予防給付からサービスが提供されます。

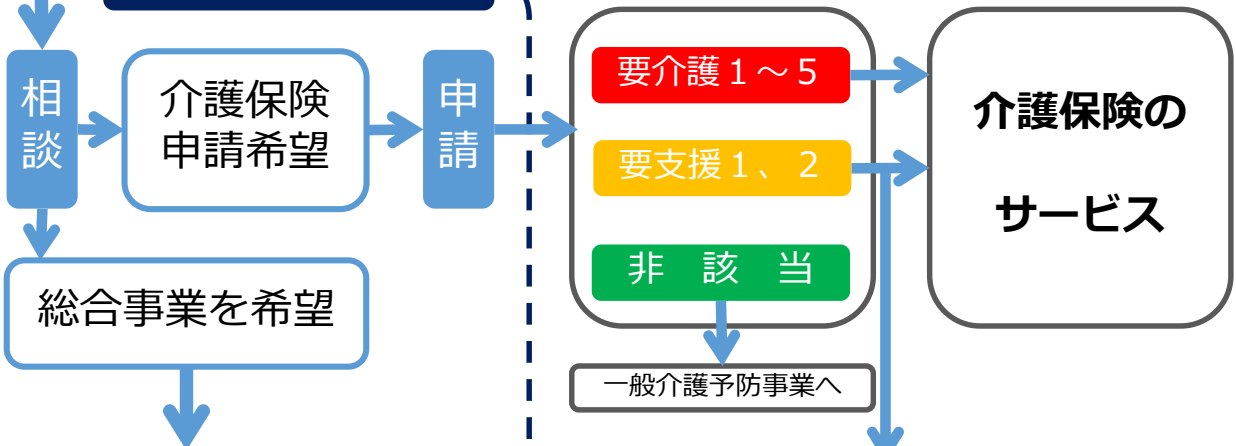
総合事業に移行しても、**これまで同様のサービス**が利用できます。

利用までの流れ



65歳以上の方

高齢福祉課



総合事業のサービス

介護予防・生活支援サービス事業

- 介護予防訪問サービス（今までと同じホームヘルプサービスが使えます。）
- 家事応援訪問サービス（掃除、買い物など生活援助のみ）
- 介護予防通所サービス（今までと同じデイサービスが使えます。）
- 元気応援通所サービス（半日程度のミニデイサービス）
- 短期集中サービス（げんきプラス教室）

一般介護予防事業

- 出前講座・健康相談
- 元気アップ運動教室
- シバ・リハビリ体操指導士養成講座
- 介護サポーター活動



「基本チェックリスト」は全25項目について「はい」「いいえ」で答えていただく質問票です。チェックリストに該当すれば、認定を受けなくても、すぐに総合事業のサービスを利用することができます。

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）についてQ&A

Q1. 総合事業はどういう人が使えますか？

以下に該当した方がご利用できます。

- ①平成28年4月1日以降に、新規で要支援1、2に認定された方、または基本チェックリストで事業該当者となった方
- ②現在介護認定を受けている方で、更新認定により平成28年6月1日から要支援1、2に認定された方、又は基本チェックリストで事業該当者となった方
- ③一般介護予防事業は、65歳以上の方で高萩市の被保険者であれば、どなたでも利用できます。

Q2. 基本チェックリストを受けないと、元気アップ運動教室などの一般介護予防事業は利用できないのですか？

いいえ、65歳以上の方で高萩市の被保険者であれば、どなたでも利用できます。ご利用方法については、高齢福祉課までお問い合わせください。

Q3. 要介護1～5の認定を受けると総合事業は利用できないのですか？

介護予防・生活支援サービス事業は利用できません。介護サービスをご利用ください。ただし、一般介護予防事業は要介護認定を受けても、ご自身の状態に合わせてご利用できます。

Q4. 総合事業が始まると、現在要支援1、2の人が利用しているサービスは使えなくなるのですか？

今までと同じ内容のサービスを引き続きご利用いただくことができます。

Q5. 基本チェックリストを受けるだけで、要支援認定者と同じサービスが使えるんですか？

基本チェックリストで該当となった方は、総合事業のみが利用できます。（訪問介護や通所介護）
ただし、介護保険の次のサービスを利用したい方は、これまでと同じように介護認定を受ける必要があります。

- ・通所リハ ・訪問リハ ・訪問看護 ・訪問入浴介護
- ・居宅療養管理指導 ・ショートステイ ・住宅改修
- ・福祉用具のレンタル、購入 など。

Q6. 現在60歳だが、総合事業のサービスは使えませんか？

65歳未満の方は、第2号被保険者として特定疾病の確認が必要ですので、基本チェックリストのみでは利用できません。介護認定を受けて、要支援1、2に該当すれば利用することができます。

【お問い合わせ】

高萩市役所 高齢福祉課

電話：0293-22-0080（直通）